

一般社団法人 ラシク 045 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「一般社団法人ラシク 045」と称する。

(目的)

第2条 当法人は、すべての世代を通じ「22世紀のヨコハマはこうあってほしい！」について、元気に、自由に、かつ面白く議論できるネットワークを構築し、具現化していくと共に、「自分自身が豊かになり、自分らしく生き続けられること」を大切にしながら次の世代にバトンをつないでいくことで、一人ひとりがイキイキと暮らせる都市を作ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の子育て、子育て、青少年、教育、福祉等に関する研究・調査・研修事業
- (2) 子育て、子育て、青少年、教育、福祉等に関する居場所事業およびその効果や価値の発信
- (3) 子育て、子育て、青少年、教育、福祉等に関する活動を継続するためのマネジメントや魅力ある実践者からの学び合い
- (4) 子育て、子育て、青少年、教育、福祉等に関する対人援助に関わる人の交流活動と応援活動
- (5) 子育て、子育て、青少年、教育、福祉等に関する企画・調査およびコンサルティング業務
- (6) 子育て、子育て、青少年、教育、福祉等に関する書籍・印刷物および映像の企画、制作ならびに販売
- (7) 子育て、子育て、青少年、教育、福祉等に関する政策提言
- (8) その他、事業目的達成に必要なすべての事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 当法人の会員は次の4種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人、団体及び企業
- (3) 学生会員 専門学校、大学等に現に在籍し、当法人の目的に賛同して入会した個人及び学校
- (4) 特別会員 当法人の目的に賛同し、理事会の推薦を受けた個人

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(会費等)

第7条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 前8条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

第3章 総会

(総会)

第11条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事・監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増額計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 当法人の総会は定時総会及び臨時総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

5 前各項の規定に関わらず、総会は社員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は会長がこれにあたる。

2 会長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由により会場に来ることができない社員は、オンライン会議などのシステムによって総会に参加し、表決することができる。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第4章 理事及び監事

(員数)

第19条 当法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事のうち、若干名を副理事、1名を事務局長とすることができる。

4 当法人の会長を一般法人法上の代表理事とする。

5 会長以外の理事のうち、副理事及び事務局長を一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副会長及び事務局長は、理事の中から会長が指名し、理事会の決議によって定める。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代行する。

4 会長、副会長及び事務局長は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務御執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は前2項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に、違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事の補欠として又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の存在理事の任期の残存期間と同一とする。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

5 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第26条 当法人は理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職
- (4) 副会長及び事務局長の選定及び解職

(開催)

第28条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2. 通常理事会は、毎年2回開催する。

3. 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第29条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款の別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、代表理事及び監事がこれに記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の決議を経て総会の承諾を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増額計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第43条 当法人には事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会で定める。

第10章 附則

(準拠法令)

第44条 この定款に規定のない事項は、全て一般法人法その他の法令の定めるところによるものとする。

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第46条 当法人の最初の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	原 美紀
設立時理事	塚原 泉
設立時理事	佐藤 洋子
設立時代表理事	原 美紀
設立時監事	宮本 正彦
設立時監事	川崎 泉子

(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員

1. 横浜市港北区岸根町665番地13
原 美紀
2. 横浜市神奈川区白幡上町35番7号
塚原 泉

以上、一般社団法人ラシク045を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 年 月 日

設立時社員 原 美紀

Ⓜ

同 塚原 泉

Ⓜ